

組合員の皆様へ建設国保から重要なお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 **保険料を全額免除**

新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の収入減少()が見込まれる世帯の方 **保険料の減額又は全額免除**

<収入減により保険料が減免される具体的な要件>

組合員の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであることが条件となり、その根拠となる資料の提出が必要となります。

【提出書類参考例】

前年（令和元年分）の収入総額がわかるもの

・確定申告書、源泉徴収票など

今年（令和2年分）の収入減がわかるもの

・帳簿、給与明細書、通帳のコピーなど

保険料の減免額は、保険料額に事業収入等に係る減少率に応じて下記の減免割合をかけた金額となり、令和2年2月～令和3年3月の保険料が減免対象となります。（但し、6月1日以降で国保組合の資格を有する人に限る）

減少率	減免割合
5割以上減少	全額免除
4割以上5割未満減少	3 / 4 免除
3割以上4割未満減少	1 / 2 免除

申請に必要な書類等の詳細については、所属の組合にお問い合わせ下さい。

神奈川土建一般労働組合横浜鶴見支部

〒230-0051横浜市鶴見区鶴見中央4-32-5

TEL 045-501-5101 / FAX 045-508-5253

平日 9時～17時(12時～13時は昼休み) ご来所の際は事前にお電話でご予約下さい。